

様式 B - 2

不利益処分の処分基準

処分名	行政財産の目的外使用に関わる許可の取り消し処分	
根拠法令及び条項	地方公営企業法第 33 条第 1 項	
所管部課（室）係名	病院総務課	
処分基準	関係条項	地方自治法第 238 条の 4 第 9 項、行政財産の目的外使用に係る基準
	基準	<ul style="list-style-type: none">・ 公用又は公共用に供するため必要が生じたとき。・ 許可の条件に違反する行為があると認められるとき。
	参考事項	
備考		